

① 郵便請求書



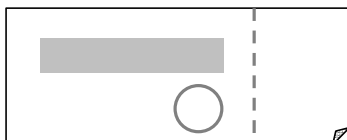
他の市町村の様式や、便箋等に必要事項を記入したものでもご請求いただけます。

申請者の署名又は押印（シャチハタ不可）が必要です。
こちらから連絡させていただく場合がありますので、平日の日中に連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。記入がない場合、連絡がとれずに送付が遅くなる場合があります。

※代理人請求の場合は、本人からの委任状が必要です。

② 未記入の定額小為替

※クレジットカード決済をご利用の方は不要です。



証明書の交付手数料として定額小為替（郵便局で取扱い）を同封してください。

定額小為替の証書部分と払渡票部分は切り取らず、何も記入せずにお送りください。

現金で送る場合は現金書留をご利用ください。なるべく、おつりが出ないようにご準備ください。

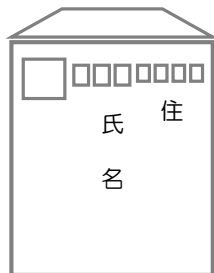
※手数料は、切手での取り扱いはできません。

※下記のクレジットカードでお支払いが可能です。

VISA MASTER

支払いリンクをメールにて送信し、入金確認後に証明書発送となりますので申請書に必ずメールアドレスをご記入ください。

③ 切手を貼った返信用封筒



申請者の郵便番号・住所・氏名を記入し、切手を貼ったものをご用意ください。

送付先は、申請者の住民登録地に限ります。

請求枚数が多い場合は、大きめの封筒をご用意ください。

郵便料金が不足する場合は「郵便料金受取人払い」にて対応させていただきます。ご了承ください。

※お急ぎの方は、速達料金分の切手も貼ってください。

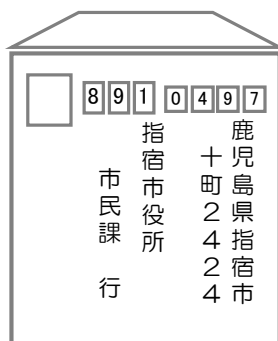
④ 身分証明書の写し



申請者本人の運転免許証やマイナンバーカード（顔写真付き）、資格確認書（健康保険証）など住所、氏名が印字されているものの写しを送付してください。（現住所等の裏面の印字があるときは、裏面の写しが必要です。マイナンバー通知カード、住民票は本人確認書類にはなりません。）

有効期限の部分が読み取れるように複写してください。

①②③④を同封のうえご請求ください。



指宿市役所 市民課

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
TEL：0993-22-2111 FAX：0993-23-2105
Email：shimin@city.ibusuki.jp
URL：https://www.city.ibusuki.lg.jp/

山川支所市民福祉課

〒891-0504 指宿市山川新生町35番地
TEL0993-34-1111

開聞支所市民福祉課

〒891-0692 指宿市開聞十町2867番地
TEL0993-32-3111